

議案第 3 2 号

亀山市総合保健福祉センター条例の一部改正について

亀山市総合保健福祉センター条例の一部を別紙のとおり改正する。

平成 2 6 年 5 月 2 9 日 提出

亀山市長 櫻 井 義 之

別 紙

亀山市総合保健福祉センター条例の一部を改正する条例

提案理由

条例の改正について、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

亀山市条例第 号

亀山市総合保健福祉センター条例の一部を改正する条例

亀山市総合保健福祉センター条例（平成17年亀山市条例第83号）の一部を次のように改正する。

第9条中「別表」を「別表第1」に改める。

第16条を第17条とし、第10条から第15条までを1条ずつ繰り下げ、第9条の次に次の1条を加える。

（浴場の使用料等）

第10条 前条の規定にかかわらず、別表第2に定める料金により回数券及びパスポート券を販売して浴場の使用料を徴収することができる。ただし、パスポート券の交付については、市内に住所を有する者に限る。

2 回数券を利用する場合は、1枚につき1回に限り、浴場を使用できるものとする。

3 パスポート券は、発行の日から有効期限までに限り、浴場を使用できるものとする。

4 パスポート券の利用に関し必要な事項は、規則で定める。

別表の3を次のように改める。

「

区分	単位	使用料
12歳未満	1人1回につき	100円
一般	1人1回につき	300円
65歳以上	1人1回につき	200円

」

別表を別表第1とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第2（第10条関係）

回数券及びパスポート券の料金

区分	料金
----	----

1 2 歳 未 満	回 数 券 ( 1 1 枚 つ づ り )	1 , 0 0 0 円
	3 月 間 パ ス ポ ー ト 券	2 , 0 0 0 円
	6 月 間 パ ス ポ ー ト 券	4 , 0 0 0 円
一 般	回 数 券 ( 1 1 枚 つ づ り )	3 , 0 0 0 円
	3 月 間 パ ス ポ ー ト 券	6 , 0 0 0 円
	6 月 間 パ ス ポ ー ト 券	1 2 , 0 0 0 円
6 5 歳 以 上	回 数 券 ( 1 1 枚 つ づ り )	2 , 0 0 0 円
	3 月 間 パ ス ポ ー ト 券	4 , 0 0 0 円
	6 月 間 パ ス ポ ー ト 券	8 , 0 0 0 円

附 則

この条例は、平成26年10月1日から施行する。